

平成 27 年度

雄武町行政執行方針



雄武町長 中川原 秀樹

平成 27 年第 1 回雄武町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、平成 23 年 10 月に町長に就任して以来、その重責により、かつて経験のない孤独感の中で、責任の重さをひしひしと感じながら町政執行に努めてきたところではありますが、早くも 4 年目を迎えたところでもあります。

この間、議員各位や町民の皆さんに支えられ、行財政運営にあたってまいりましたが、本年度は 1 期目の最終年度となることから、その集大成として、時代の変化に対応しつつ直面する課題を乗り越えるため、全力で町政運営を担ってまいりますこととお約束いたします。

さて、昨年末の衆議院議員総選挙による与党の大勝を受けて継続されました第 3 次安倍内閣は、大都市への一極集中や人口の減少を是正するために「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し「地方創生」を進めておりますが、地方における人口減対策については、過去からの宿題であり、これまでも知恵を絞ってきたところでもあります。雄武町におきましても人口減少・少子高齢化対策として、数々の施策に取り組んできたところであり、特に町内保育所の統合及び保育料の低額設定、高校生まで拡大しました医療費の無償化、児童・生徒の学力向上に資する各種検定試験に対する助成、住宅購入・改築等に対する補助などの子育て対策に重点的に取り組み、本年度におきましても家庭の負担軽減を目的として、小中学生の給食費に対する助成について予算計上したところでもあります。その他にも、本町の主要産業である農業・漁業の基盤整備、町内中小企業の設備投資等に対する補助などの経済活性化対策にも力を入れてきた経緯があります。

この度の国の施策につきましても、遅きに失した感もありますが、今一度、雄武町の未来を考える良い機会と捉え、人口の減少を食い止めるための特効薬はありませんが、本町が誇りの持てるふるさととして、未来に向かって永続的に発展できるよう、各種施策に精力的に取り組んでまいります。

また、本町の行政運営につきましても、ご承知のとおり町の最上位の計画であります雄武町総合計画に基づいて進められておりますので、長期的な展望のもと、財源の裏付けを伴った計画行政を効果的・効率的に推進し、産業の振興、医療・福祉の充実、子育て・教育への支援、生活基盤の整備など様々な分野の向上に努めてまいります。

以下、雄武町総合計画の政策目標ごとに主要な基本施策について、ご説明申し上げます。



協働によるまちづくりの推進

●町民主体のまちづくりの推進

社会の成熟化に伴い、まちづくりに対する町民意識の高まりとともに、地方分権の流れから、行政には地域特性を活かした施策を展開し、町民と共にまちづくりに取り組んでいく、新しい行政運営が求められております。

めまぐるしい社会情勢の変化などから、町民ニーズの多様化・高度化が進む中で、町民主体のまちづくりを推進するため、自助・共助・公助という補完性の原則を基本にしつつ、町民一人ひとりが積極的に参画し、創意と工夫に満ちた活動を推進しながら、これまで地域を支えてきた地域力を背景にしたまちづくりを維持しつつ、「地方創生」の基本理念に基づき、自らの地域の未来に希望を持ち続けられる、まちづくりの展開をめざしてまいります。

また、行政情報を可能な限り町民に周知するためにも、主たる広報媒体である広報紙の紙面充実継続して努めるとともに、大容量の情報提供が可能な公式ホームページの充実を図ってまいります。さらに、町民の生の声を町政に反映させるため、全町自治会長会議や地区別町政懇談会を継続開催してまいります。

町民の関心の高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書及び決算書の作成配布を継続するほか、電子媒体の有利性を活かし、情報量が多大となる事務事業評価、施策評価などの行政評価調書、総合計画や財政計画の全容などを公式ホームページ上で公表しており、これらについても継続して取り組んでまいります。

人々の価値観が多様化している今日のまちづくりは、大変難しい命題であります。まちづくりは、その地域に住む誰もが心の豊かさを持ち、明るく楽しい暮らしを感じることができるところから始まるものであり、その中で連帯感や信頼関係が構築された「地域力」が必要とされています。この地域の力は各自治会において醸成されるものであり、自ら活性化を図るために行なう自治会活動に対し、できる限りの支援を行うとともに、自治会と協働したまちづくりに努めてまいります。

●多様な交流の促進

交通や情報通信など、交流基盤の急速な進展により、地域を越えて人や物、情報などの交流が活発になってきております。

このような交流は相互に異なった文化を地域にもたらし、新しい活力を生み出すことも期待できるとともに、他の自治体との交流を通じて、わがまちの魅力を再認識できる機会にもなることから、それぞれの特性を活かした地域間交流を推進する必要があります。

このため、これまでも実施してきております佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や札幌・東京雄武会とのふるさと交流を継承してまいります。

現在、開設しております「お試し暮らし住宅」については、新たな交流の創出とともに、

人口流入や町の活性化にも期待できることから、継続して開設してまいります。

●効果的・効率的な行政経営

総合計画後期基本計画がスタートして3年目を迎えますが、めざす将来像に向かって政策を着実に推進していくとともに、行政評価制度では、総合計画、財政計画、予算編成と連動させた中で、施策・事務事業における評価指標に基づく検証を行い、継続的な改善を進める仕組みを確立してまいります。

財政健全化法に基づく財政健全化比率については、いずれも健全段階の数値を維持しておりますが、今後とも中期的な展望に立って健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、雄武町ふるさと応援寄附制度を拡充した、ふるさと応援事業により、自主財源確保の取り組みを進めてまいります。

行政改革は、地域経営の指針である「町総合計画」を前提として、それを効率的、効果的に推進するため、必要な制度、施策、組織、業務運営等の見直しを行うものであります。

本年度は、現行の第5次行政改革大綱の計画期間が平成26年度で終了するのに伴い、向こう4年間を計画期間として策定した第6次行政改革大綱に基づく行政改革推進の初年度になります。

今後においても新しい大綱のもと、行政改革の意図することに基づき、町民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、職員一人ひとりが共通認識を持って行政改革を全庁体制で推進してまいります。

広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでもごみ処理やし尿処理など様々な分野で広く活用が進められ、一定の成果を上げてきております。

今後においても、広域連携に向け設立された西紋別地区町村会における連携も維持しながら、基礎自治体補完策の推進に向けて、研究を続けてまいります。

2

地域産業の振興

●農業の振興

農業・農村は、生活に欠かすことのできない食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、水源涵養、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしに大切な役割を担っております。しかしながら、近年、農村地域では、農業者の高齢化や担い手不足による農家戸数の減少に加え、飼料や資材価格の高騰、さらには耕作放棄地の増加といった大変厳しい状況が続いております。

また、国際交渉では、日豪 EPA が発効され、さらには TPP 交渉の進展も懸念されるところであり、その決着いかんによっては、農業を含めた地域経済全体にも深刻な影響を及

ばすものであり、今後も注視していく必要があります。

このような中、本町の農業が地域の基幹産業として安定的な発展を築いていくためには、需要に応じた計画的で良質な生乳等の生産に努めながら、コストの低減や自給飼料の安定供給を図り、収益性の高い農業経営を確立する必要がありますので、農協や関係機関と連携し、持続可能な力強い農業の実現に努めてまいります。

土地基盤の整備については、道営農地整備事業を実施してきておりますが、酪農経営の安定化を早期に実現するため、引き続き関係機関に要請しながら、事業の推進を図ってまいります。

また、地区調査4年目を迎える雄武丘陵地区の国営緊急農地再編整備事業については、農地の拡大や農地の集積が推進されるとともに、作業の効率化や耕作放棄地の解消など、農業の振興を図る上で重要な基盤整備となりますので、早期着工に向けて関係機関に要請してまいります。

生産技術の向上については、農業生産拡大緊急対策事業を実施し、性判別精液の交配による優良雌子牛の安定的確保を推進するとともに、育成牛の施設等の整備や預託経費に対して支援する農業経営改善等対策事業についても拡充して実施することにより、将来の生乳生産量の拡大に向けた飼育環境を整えながら、経営規模の拡大に努めてまいります。

また、農業生産の集落活動の推進や耕作放棄地の未然防止を目的とした中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を実施し、農協や農業者との連携を密接にしながら、地域に根ざした効率的な事業展開を支援してまいります。

昨年度から農協が建設を進めている担い手専用住宅については、規模拡大を図る農業者などの担い手や労働者の住居不足を解消するとともに、人材の確保にも期待ができることから、継続して支援し、地域の活性化に努めてまいります。

農業経営の法人化については、農業を取り巻く課題を解決するための有効な手段であり、地域の中核的な担い手として、経営の合理化や生産性の向上を図るだけでなく、地域における雇用の創出や新規就農者の育成、集落の維持・発展にも貢献することから、法人化を進める農業者に対し、積極的な支援を検討してまいります。

大規模で専門的な本町の農業が、食料自給率の向上に貢献し、消費者に信頼される安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう、地域農業者や関係団体と連携を深め、農業振興に向けた取組みを進めてまいります。

●林業の振興

森林・林業を取り巻く状況は、消費税率の引き上げの影響などにより、個人消費や住宅建設が落ち込むなど、依然として厳しい状況が続いております。

一方、森林は、木材資源であることはもとより、地球温暖化防止対策の二酸化炭素吸収源として大きな役割を担っており、多種多様な公益的機能が十分発揮できる森づくりが求められているところでありますので、森林の有する公益的機能が最大限に発揮されるよう、適切な森林整備の推進に取り組んでまいります。

民有林については、森林施業の実施に不可欠な境界の明確化作業や作業路網の改良活動などの地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金事業など、国や北海道の制度の活用を推進するほか、森林所有者が適切に行う間伐や下刈の森林施業を支援する森林整備推進事業など、町独自の取組みを進め、森林所有者の負担軽減を図りながら、森林整備の推進を図ってまいります。

町有林については、森林経営計画に基づき造林や間伐などの森林施業を計画的に実施するため、国の補助事業を有効に活用し、公益的機能の維持増進を図ってまいります。また、収穫期を迎えている人工林資源の有効利用を図るため、木材の搬出に不可欠な路網整備を積極的に進め、生産体制の強化を図ってまいります。

平成23年度に取得した森林認証については、更新の年にあたりますので、引き続き環境に配慮した森林経営と地域材の循環利用を進めるために、町有林や一般民有林の森林認証の再取得を図ってまいります。

有害鳥獣被害の対策については、鳥獣被害防止計画に基づく効果的な駆除を実施するため、関係団体で構成する鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防止の取組みを強化してまいります。

本町にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り、育て、将来の世代に引き継いでいけるよう、森林整備の推進や地域林業の振興に努めてまいります。

●水産業の振興

水産業は、近年の魚価の上昇に加えて、つくり育てる漁業の推進が実を結び、2年連続で60億円を超える生産額となり、地域経済を支える産業として大きな役割を担っておりますが、一方で、気候変動や漁業資源量、漁場環境の変化による漁獲の不安定化、資材高騰に起因する漁業操業コストの増大など、多様な課題を抱えており、安定した生産基盤を確立するためには、引き続きつくり育てる漁業を基軸として、資源管理を徹底し、水産業の振興に取り組んでいく必要があります。

つくり育てる漁業の振興策としては、主要なホタテ漁業のさらなる増産体制を構築させ、安定漁業として確立するため、貝殻散布事業や有害生物駆除対策事業による漁場環境の保全に加え、ホタテ稚貝増産放流事業資金の貸付けによる支援を行ってまいります。

また、北海道の事業で実施されております幌内地区におけるウニの増殖礁施設の整備推進を図るとともに、ナマコやシジミ貝の資源増加に向けた調査や試験の支援を継続し、漁業の健全な発展と安定した水産物の供給を基本的な役割とする増養殖体制の一層の充実に努めてまいります。

生産と流通の拠点として水産業の活性化を支える漁港については、元稲府・雄武・沢木・幌内の4漁港が国や北海道の事業として地元の要請に配慮した整備が逐次進められており、引き続き関係機関との連携を図りながら、漁港整備に努めてまいります。

また、漁業経営の円滑化を図るため、漁業近代化資金をはじめ、燃油・資材高騰等に対する借入資金の利子補給措置についても、引き続き必要な支援を行ってまいります。

水産加工業については、本町の主要産業の一つとして、雇用及び地域経済活性化に寄与しているところではありますが、労働者不足のほか、町外からの原料依存や経済情勢の変化に伴い、経営基盤が厳しい状況にあります。

とりわけ、ホタテのウロ処理等の水産廃棄物処理に対するコスト高が大きな要因となっていることから、水産廃棄物処理料の負担軽減対策や水産廃棄物処理プラントの更新に伴う借入資金の利子補給措置を継続し、経営基盤の早期安定化を推進してまいります。

また、水産加工業に係る企業誘致については、関係団体で構成するプロジェクトチームにおいて研究を重ね、検討を進めてまいります。

加工業界に対しましては、衛生管理や鮮度・品質の保持・増進を図り、「食の安全・安心」、「雄武ブランドの確立」により付加価値を高め、消費の拡大につなげることを期待するところでもあります。

●商工業の振興

日本経済は、円安効果などにより都市部や輸出関連企業で好転の兆しがあるものの、地方にまで経済効果が波及するには至っておらず、本町の商工業を取り巻く環境も高齢化や人口の減少、消費者の行動の多様化などにより、依然として厳しい状況にあります。

このような現状に対応するため、昨年度、制度の拡充を行った町内中小企業等に対する融資のあっせん、それに伴う利子及び保証料補給、さらには施設等整備への補助や地域特産品の開発などへの支援を継続することにより、中小企業等の経営安定化に向けた取組みを図ってまいります。

また、プレミアム商品券を発行する商業活性化推進事業及び町民の買物支援や町内商工業の活性化を図る買物環境向上事業など、積極的な取組みを進めている商工会への支援を継続するとともに、連携をさらに深め、地域経済の振興に努めてまいります。

●観光の振興

近年の旅行形態は、急速なインターネットの普及とともに、旅行会社が募集して行うパック型旅行から旅行者個人が旅行先のすべてを事前に予約する個人手配型へと大きくシフトしてきております。

このように個人旅行が主流になる中、この場でしか体験できない事柄、ここでしか味わえない料理など、本町ならではの魅力をさらに磨き、受け入れ側として、より効果的、積極的に情報発信することが一層重要になると考えております。

多種多様な観光客の誘引を図るため、「まちの魅力」や「観光資源」などを有効活用し、観光関連事業に関する調査・研究を行うほか、観光関連イベントの実施により、町民の郷土意識をさらに高め、人々の交流によるにぎわいのあるまちづくりと地域産業の活性化を推進し、観光振興の充実に努めてまいります。

また、特定非営利活動法人雄武町観光協会や関係団体とのさらなる連携を図り、本町の

観光振興の中核である「日の出岬」における滞在体験型観光の促進を図るとともに、観光客を誘引する中核的なイベントである「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝“うまいもん”まつり」の目的を再確認し、本町の魅力を発信・体感できる観光事業を積極的に展開してまいります。

さらに、関係市町村及び団体と連携しながら、広域観光ホームページ等を活用した魅力ある情報の発信を行い、引き続き広域連携での観光振興にも努めてまいります。

3 保健・医療・福祉の充実

◎保健・医療の充実

すべての町民が心身ともに健康で、いきいきと元気に暮らしていくためには、若い世代から健康に関心を持って日々の生活を送ることが重要であることから、健康管理意識の向上と自主的な健康づくりを支援する必要があります。

現在の日本は、社会の進歩によって疾病構造が変化し、近年では生活習慣病が年々増加傾向にあり、国民医療費全体の約3割を占めております。このことは、高齢化の進行により、ますます病気や介護の負担は増加し、社会保障の負担が極めて大きな社会となっております。このため、生活習慣病の発症予防に重点を置くとともに、合併症や症状進行などの重症化予防を重視した取組みを推進するために、昨年度「健康おうむ 21 雄武町健康増進計画」を策定したところであります。

本年度からは、この計画に基づき、特定健診をはじめとする各種健診等における病気の早期発見・早期治療により病気の重症化を予防し、医療費増嵩の抑制にもつながる効果的な保健指導を行ってまいります。

また、本町では、子どもの虫歯の本数が多いとの状況を踏まえ、虫歯を予防するフッ化物洗口事業を、保育所及び各小学校で実施してまいります。

国保病院事業については、常勤医師2名及び内科等の非常勤医師の配置により、日々の医療サービスの提供を行っているところですが、特に内科医師については、常勤医師の確保が大変困難な状況になっていることから、現常勤医師の負担軽減を図るため、引き続き医師確保に向けた対応について鋭意進めつつ、安心して信頼性の高い医療提供に努めてまいります。

また、病院収支については、2025年を見据えた医療・介護制度の改革が強力に進められる中で、将来を見通した病院機能の方向性を確立しながら、医業収入の安定的確保のため、各種対策を講じていくとともに、経常的な経費の見直しを進めながら、収支の健全化に努めてまいります。

国保病院会計については、公営企業会計制度の改正により適切な財務状況の開示が求められることから、改正制度の適切な運用を図り、健全な財務状況の改善に努めてまいります。

介護老人保健施設については、地域包括医療ケアの拠点として、要介護高齢者等の介護

サービスの充実に努めているところですが、介護事業全般においては介護報酬改定等の影響により、大変厳しい状況におかれていることから、今後の入所者の受け入れについては、安定的な入所者数の維持確保に視点を置きつつ、適切な経営に努めてまいります。

また、西紋別圏域の中核病院である広域紋別病院については、新病院の開設により、医療機能が強化されるとともに、二次救急病院として大きく期待が寄せられるところであり、引き続き連携強化に努めつつ、センター的医療機関としての質の高い医療サービスを要請してまいります。

●高齢者支援の充実

私は、現実的となった超高齢社会にあって高齢者の皆さんが安心して暮らせる仕組みづくりを確立するとともに、高齢者が生きがいと夢を持てるまちづくりをめざしております。

高齢期は、体力や活動意欲の低下、疾病など、様々な問題が訪れますが、それらを上手に対処し、生きていくためには、頭や身体を常に使い、人と交わり、社会で何らかの役割を果たす活動をすること、すなわち社会参加や社会貢献活動が大切であり、その活動が仲間をつくり、生きがいを生み、元気を保つものと考えております。

高齢者には、それまでの人生で培ってきた知識や技術など、豊かな経験の蓄積があり、潜在能力を秘めた地域資源といえます。行政だけでは対応しきれない様々な地域課題が山積している今日、高齢者の潜在能力を捨て置かずに社会的活動に生かすことは、社会の新たな活力と可能性を生み出すことにつながります。

それらのことから、シルバー人材センターのような高齢者が活躍できるシステムづくりをはじめ、仲間づくりやボランティア、世代間交流など、様々な活動を行う拠点となる施設整備について、調査・研究を進めてまいります。

本年度は、「第7期高齢者保健福祉計画」及び「第6期介護保険事業計画」がスタートする年となりますが、この計画に沿って、高齢者の皆さんがこれからも安心して生活できるよう、地域包括支援センターを核に社会福祉協議会などその体制整備を進めるとともに、健康寿命の延伸や介護予防・認知症予防のためのサービスの充実に努め、高齢者の皆さんを支援してまいります。

●子育て・子育ての充実

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力であります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、地域全体で取り組むべき最重要課題のひとつであります。

このような考えのもと、昨年度、教育・保育及び子ども子育て支援事業の提供体制の確保や、事業の円滑な実施に関する計画として「雄武町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本年度からスタートしました。この事業計画は、子どもの最善の利益が実現される

地域社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、保育所、児童センター、保健福祉事業はもとより、全庁的な施策を取り入れた良心的かつ適切な内容及び水準のものとしております。

本町の子ども及びその保護者が、「雄武町で生まれてよかった」「雄武町で子どもを育ててよかった」と心から言えるように、事業を進めてまいります。

●障がい者支援の充実

—昨年施行された障害者総合支援法では、障がい者及び障がい児に対して「基本的人権を享有する個人としての尊厳を支援する」という基本理念が新たに設定され、社会で生活する一人の人間として尊重し、社会で生活するために必要な支援をするための法律であることを明確にしましたが、本町におきましてもこの理念のもと様々な障害福祉サービスを展開してまいりました。

本年度におきましては、従前からのサービスに加え、昨年度、相談支援体制を強化するために地域包括支援センター内に設置した相談支援事業所を充実させ、障がいのある人が適切かつ必要なサービスが受けられるよう努めてまいります。

本年度から、第5次雄武町障がい者計画がスタートしました。新しい計画は、これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、残された課題に対応していくための本町障がい者施策の新たな指針として策定しましたので、その達成すべき目標に向けて事業を展開してまいります。

●地域福祉の推進

地域福祉は、その地域において、住民と社会福祉関係者が協働して福祉課題に取り組むこととその実践をいい、これまでの児童福祉、老人福祉、障害者福祉というように、対象を分けた考え方ではなく、これらを総合的、横断的に推進しようとするものであります。

すべての人が尊厳を持って家庭や地域で安心して暮らせる地域社会を実現するには、地域を構成する一人ひとり、ボランティア、自治会、企業、行政などがお互いに連携、協働し、それぞれに望まれる役割に基づき地域福祉を推進していく必要があります。そのために、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防などを一体的に切れ目なく提供していく「地域包括ケアシステム」の実現をめざしてまいります。また、高齢化の進んだ本町においては、自分の権利を表明することが困難な認知症高齢者等が増えてきておりますので、その人たちの権利擁護を行うための成年後見制度の普及・啓発に努めてまいります。

●社会保障制度の充実

安心して暮らせる社会は、誰もが求めるものであり、それに応えるためには、社会保障

制度の充実には欠かせません。

医療保険及び介護保険については、制度を正しく知っていただくための周知や啓発に努めるとともに、保健事業による特定健康診査、後期高齢者健康診査、特定保健指導及び地域支援事業をとらして医療費の抑制や介護度の悪化を予防し、安定した運営に取り組んでまいります。

低所得者の皆さんへの自立支援については、本町の福祉の中核を担っている社会福祉協議会、民生児童委員、社会福祉事務出張所など各関係機関と連携を図りながら、相談・支援を親身になって進めてまいります。

公的年金制度については、基礎年金の国庫負担2分の1維持が恒久化され、保険料や給付額の差異解消のため、各年金制度の一元化が予定されております。

また、年金生活者支援給付金、受給資格期間の短縮など新たな制度改正も予定されており、これらの改正時に町民に不利益が生じないように、日本年金機構と連携を深め情報収集を行うとともに、「ねんきんネット」を活用した窓口サービスの向上に努めてまいります。

生活環境・生活基盤の充実

●環境の保全

本町の恵まれた自然環境は、そこに住む人々のゆとりある豊かな生活の源となるものであります。この恵まれた自然環境を保ち、未来を担う子どもたちに引き継ぐことが私たちの責務であると考えております。

私たちの最も身近な環境問題であるごみ処理については、町民のご協力によって、分別収集やリサイクル資源の適正処理によりごみの減量化が進み、最終処分場の延命化が図られております。

将来のごみ処理のあり方については、皆様のご理解とご協力を得ながら進めていく必要がありますが、より将来に禍根を残さない手法について、調査・研究を進めながら、既存施設の有効活用を図ってまいります。

さらには、不法投棄撲滅のため、警察・関係機関と連携をとりながら啓発・巡回活動を強化してまいります。

また、公共下水道処理区域外の戸別合併処理浄化槽設置及び維持管理に対する補助については、引き続き制度の啓蒙に努め快適な生活環境の向上と公共水域への負荷低減を図ってまいります。

●交通体系の整備

地域の生活を支える生活関連社会基盤となる道路は、産業の振興や暮らしの利便性、安全性、快適性などの向上に欠かすことのできない重要な役割を果たしていることから、こ

れまでも計画的に主要施策を講じてきたところですが、町民から寄せられる要望は、今なお、多岐にわたっております。

このため、町民からの要望すべてに対して施策することは、現在の財政状況下では困難であることから、本年度も緊急性、必要性及び事業効果を十分勘案し、優先順位を定めて計画的な道路整備を推進してまいります。

町道橋については、昨年度に引き続き橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕を行っていくとともに、昨年度から実施しています道路付帯施設の調査、点検を本年度も実施し、道路利用者の安全、安心な通行の確保に努めてまいります。

また、既存施設の保全を図るため、冬道対策も含めた適切な維持管理をより一層充実していくため、引き続き事業の一部を民間に委託し維持管理体制の充実に努めてまいります。

国道については、沢木地区の安全な道路交通確保のための事業の実現化と防雪対策の早期完成、道道については、拡幅事業の未整備区間の早期着手を、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

バス路線の確保については、過疎化による人口減少やマイカーの普及などの要因による乗合バスの乗車率減少により、バス事業者の経営内容は一段と厳しい状況にあります。

このため、生活交通路線維持補助金などによる支援によって路線を維持確保してきており、今後も通学・通院等の重要な交通手段となりますバス利用者のため、引き続き路線の維持や乗り継ぎなどの利便性の向上に取り組んでまいります。

また、地域の重要な空路でありますオホーツク紋別空港の利用促進につきましては、昨年度、東京直行便が通年運行となりましたが、さらなる搭乗率向上と首都圏からの交流人口の拡大を図るため、「オホーツク紋別空港利用促進助成事業」の取組みを継続してまいります。

●上・下水道の整備

町民の生活や産業活動に欠かすことのできない水道は、清浄で安全・安心な水を安定供給することが求められております。

このため、本年度も引き続き雄武地区の老朽配水管更新工事を実施するとともに、町道梅小路に建設が予定されている橋梁への添架管整備や老朽消火栓の更新、さらには有収率向上を図るため配水管漏水調査を引き続き実施してまいります。

また、幌内浄水場についても計画的に機器の改修事業を行い、施設の機能保持と維持管理の強化を図るとともに、経費節減に努め効率的な事業運営を行ってまいります。

下水道事業につきましては、快適な生活環境の保護や公共水域の水質保全のため、引き続き未整備区域の管渠整備を実施するとともに、水洗化の普及促進を図るため、広報活動を通じ補助金制度や無利子・有利子資金貸付制度について啓蒙してまいります。

また、処理場については、長寿命化計画に基づきマンホールポンプ設備の改築更新工事を実施するとともに、コンポスト施設を含む処理施設の機能保全と維持管理の強化に引き続き取り組んでまいります。

●住環境の整備

良好な住環境は、子どもからお年寄りまで、すべての人が安心して暮らせる住まいの環境づくりと良質な住宅ストックの形成、さらには環境への負荷低減を図った住宅など、長期的利用に向けた住宅施策が必要であります。

このため、本年度は町の住宅事情の現状と課題を調査分析し、本年度で計画期間が満了となる「雄武町住宅マスタープラン」に替わる「雄武町住生活基本計画」の策定に取り組んでまいります。

町営住宅につきましては、雄武町営住宅等整備基準に基づき、環境に優しく誰もが安心して居住できるユニバーサルデザインを採用した新団地の建て替えを引き続き実施するとともに、既設町営住宅では、ライフサイクルコストの縮減を目的として策定しました長寿命化計画に基づき、既存町営住宅団地環境整備事業として、新団地の外壁防水改修工事を実施してまいります。

また、勤労者世代、高齢者並びに障がい者に対し、住宅の基本性能向上による良好な住まいづくりの推進を目的として、平成 22 年度に創設しました「雄武町快適住まいづくり促進制度」については、本年度限りで終了となりますが、本制度に対する要望は強く、引き続き安心して快適な住まいづくりを図るため、制度の継続について、検討してまいります。

公園・緑地については、健康づくりや憩いの場として利用されるとともに、災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設であります。

このため、安全・安心で快適に活用していただくために、都市公園においては長寿命化計画に基づき宮の森公園のトイレ改修を行うとともに、既存施設の補修を実施してまいります。

また、他の公園についても、日常の管理点検と遊具等施設の修繕を行い、公園及び緑地環境の充実に努めてまいります。

●消防・救急・防災体制の強化

今日の災害は、全国各地で地震や異常気象等がもたらす被害が発生しており、消防は各種災害に対する確に対応し、町民の安心と安全を確保するために、消防体制の強化を図ってまいります。

災害時には、迅速な対応ができるように消防団との連携を一層強くするとともに、地域住民の防火意識の啓蒙、啓発に努めてまいります。

今後、いつ発生するか予測のつかない災害に備え、消防・救急資機材の更新や消防施設の整備等、消防力強化、充実に努めるとともに、各種災害に対応できる体制づくりをめざしてまいります。

火災予防対策については、住宅火災警報器の設置義務化に伴い、より一層の普及啓蒙に努めてまいります。

救急業務については、適切な処置の高度化が求められており、救急救命士の養成や専門

教育の実施など、救急業務体制強化を図るとともに、救命率の向上を図ってまいります。

電波法関係法令の改正による消防救急無線のデジタル化整備に伴い、確実かつ効率的な消防救急活動の向上に努めてまいります。

近年の異常気象に伴う大災害は世界中で発生しており、特に地震・津波・大雨などといった自然災害は、時に多くの人命を奪うものとなります。

本町は、昨年度は幸いなことに人命を失う災害はありませんでしたが、大雨による町内河川等の氾濫による浸水が発生するなど、いつでも、どこでも災害は起こり得るものであることから、災害に関する心構えを常に持ち続けなければなりません。

そのためにも、平成 23 年度から実施している防災訓練の継続や昨年度作成したハザードマップの配付、さらには、自治会の自主防災組織の構築をお願いするなど、災害に対する町民の皆さんの意識の高揚を促すとともに、地域と一体となって災害に強いまちづくりに努めてまいります。

また、防災を目的として取り組んでいます 2 級河川オコツナイ川・ポンオコツナイ川の環境改修整備については、本年度も本工事が予定されておりますが、事業の早期完成に向け、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

●防犯・交通安全の推進

本町の昨年中の犯罪件数は、前年と同じ 7 件でありました。

全国的には、相変わらず高齢者を狙った振り込め詐欺等が増え続けており、警察庁のまとめでは、昨年中の振り込め詐欺を含めた特殊詐欺の被害額は、過去最高の 559 億円となり、被害者の 8 割が 65 歳以上の高齢者とのこととなります。

少子高齢化が進む中、このような卑劣な犯罪が増えており、その手口はますます巧妙化し、もはや誰が被害にあってもおかしくない状況になっております。

そこで、本町ではこのような犯罪を未然に防止するため、本年度から高齢者の方を対象に「防犯用電話自動応答録音装置」の購入費用の助成を実施する予定としております。

今後も地域・警察と連携しながら町民の皆さんが、安心・安全な生活環境で暮らしていける魅力あるまちづくりをめざし、努力してまいります。

北海道における昨年中の交通事故死亡者は 169 人と前年に比べて 15 人の減少となり、4 年連続で全国ワーストワンを返上しております。

しかしながら、依然として交通弱者である高齢者の死亡が約半数を占めており、尊い命が失われております。

本町においては、昨年中の人身事故件数は 4 件と前年より 3 件の増となりましたが、幸いにも死亡者はなく、また、平成 24 年 5 月 30 日の死亡事故を最後に本年 2 月 24 日には交通事故死亡者ゼロ「1000 日」を達成したところであります。このことは、交通安全に関わる関係機関、諸団体の皆さま方のご指導・ご協力の賜物であり、深く感謝申し上げますとともに、今後も交通事故死亡者ゼロ「2000 日」という新たな目標に向け、交通安全活動の取組みを推進してまいります。

●情報通信網の整備・充実

高度情報化社会の進展に伴い、情報通信技術（ICT）は日進月歩で進化を遂げており、社会経済活動の様々な分野でその活用が図られております。

雄武町においては、町内全域へ整備した光ブロードバンドサービスの利用環境をいかに有効活用していくかが重要であり、雄武町地域情報化計画に基づき ICT を十分に利活用できるよう検討してまいります。行政情報の発信や共有に関しては、平成 25 年度にリニューアルしたホームページにより町政に関する的確かつ迅速な情報発信を行うとともに、町民の皆さんにとって身近で利用しやすい情報共有の場として、一層の充実を図ってまいります。また、重要情報保護のため、情報資産等の適正管理や、厳格な情報セキュリティ対策を引き続き実施してまいります。

平成 25 年 5 月に成立した「社会保障・税番号制度」においては、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民の皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤を構築するものであり、平成 28 年 10 月には個人番号の一斉通知、28 年 1 月からは個人番号の利用開始など、本町においても各種システムの改修などを行い、遅滞なく準備を進めてまいります。

以上、平成 27 年度の町政執行方針にあたっての基本方針を申し述べました。

めまぐるしく変化する世界情勢の中で、我が国が発展するために地方が果たすべき役割とは一体何でしょうか。

豊かな自然がもたらす国土涵養や国民の胃袋を満たす食糧生産基地など、最も重要な機能を備えているにもかかわらず、過疎や少子高齢化は、地方から深化しております。これを何としても食い止めることが、私どもの重要な使命の一つであると考えます。

そのためには、今ある第一次産業並びに商工業の振興策が必須であることは言うまでもありません。そして、今なお町の発展に尽くしておられます高齢者の皆さんが夢を持ち、安心して暮らせる環境や、出生率向上につながる子育て・教育環境づくりを進めていく必要があると強く認識しております。ようやく国も地方の人口減少や機能低下、大都市一極集中に危機感を覚えたようです。地方創生こそが日本創生の鍵であり、地方なくして国家の繁栄はありません。特に戦後、社会全体があまりに利便性や生産効率を追求し、暮らしが良くなる一方で、その弊害は地方の人口減、少子高齢化という形で顕著に現れました。

当然、国の改善策に期待するところではありますが、私は、まちづくりには安易に「まちづくりの特効薬」を探す前に、まず私たち町民が郷土への愛着を深め、日々の生活に今よりもう少しだけ汗を流し、知恵を絞っていく、その積み重ねが町全体の底力になるものと確信しております。

今後、様々な時局に柔軟に対応し、雄武町が秘めている力を発揮させていくために、町民皆さんがまちづくりに参画できる機会を広げ、町民・議会・行政が協働して共に考えるまちづくりを進めてまいりますので、議員各位並びに町民皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして行政執行方針といたします。

のびやか・雄武 ～教育・文化の振興～

教育行政執行方針

教育の使命は、人格の形成や個人の尊厳などの普遍的な理念を継承しつつ、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人の育成」、「公共の精神を尊び、社会の形成に主体的に参加する国民の育成」、「伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」を目指すことが教育基本法で謳われており、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中で、社会の構成員一人ひとりの能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくこと、学びを通じて自立・協働型の社会づくり、地域づくりを推進していくことが求められております。

このような中、確かな学力の定着や規範意識の醸成、体力・運動能力の向上、さらには、安心・安全を確保する教育環境の整備が急務となっており、このため、子どもたちが十分な知識や技能を身に付け、思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することができるよう、子どもの能力や可能性を引き出すとともに、自信を育む教育の実現を進めて行かなければなりません。

また、人口減少とともに地域の人材も不足傾向にあり、このため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を進めていくことが不可欠となっております。

雄武町の全体教育目標は、「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」として、学校教育と社会教育に目標を設定しており、これらの目標の具現化に向けて、第5期雄武町総合計画の教育文化の振興として「のびやか・雄武」を政策基調に効果的・効率的に施策の推進を図ってまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

●学校教育の充実

学校教育を通じて、子どもたちの人間形成の基礎となる、学力・体力・生活習慣等を育成するため、全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、生活習慣等調査の分析を踏まえた課題を明確にし、課題解決に向けた実効性のある取り組みが必要となるほか、小学校から高校までの12年間の教育を見通し設置した「小中高連携委員会」及び小学校就学前の幼児期から高校までの特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育を見通した「特別支援教育連携協議会」における研究結果等を踏まえて、学校における指導内容や指導方法の工夫改善及び放課後や長期休業期間中の学習支援を行うとともに、家庭学習の手引き

や生活リズムチェックシート等を効果的に活用し、家庭や地域との連携による学習習慣や望ましい生活習慣の定着を図ってまいります。

小中学校の教育内容の充実については、各学校運営に必要なとする経常的な経費について支障が生じることのないよう適切な予算措置を講じたほか、雄武小学校及び雄武中学校に特別支援教育支援員を引き続き配置し、特別支援教育の推進を図るとともに、へき地小学校における教職員の減少に対応するため、ふるさと教員を配置し、少人数学級の指導についても引き続き充実を図ってまいります。

国際理解や外国語教育の充実を図るため、引き続き外国語指導助手を小中学校のほか、保育所及び高校へ派遣し基礎的・実践的なコミュニケーションの育成を図ってまいります。

経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し学用品費等を給与する就学奨励については、引き続き要保護・準要保護児童生徒援助事業により必要な措置を講じるほか、通級指導による児童の言語治療等についても支援を継続してまいります。

小中学校の教育環境整備については、防災機能の充実強化のため平成 26 年度で実施した非構造部材の状況調査及び調査結果に基づく耐震改修工事に向けた実施設計に基づき、沢木小学校及び雄武中学校の非構造部材の耐震対策を実施するほか、老朽化等に対応するため、各種工事を施工し、児童生徒の安全確保を図ってまいります。

また、学校施設の管理については、引き続き民間委託により適切かつ効率的な管理業務を進めてまいります。

児童生徒を送迎するスクールバスについては、購入から相当年数を経過しているため、平成 25 年度から計画的に更新をしておりますので、児童生徒の利便性と安全性確保のため、本年度もバス 1 台を更新してまいります。

小中学校の教育用備品については、確かな学力をより効果的に育成し、日々の授業等に支障を来たすことのないよう所要の整備を図ってまいります。また、学校図書についても、各学校が実施する朝読書や各教科における活用など、読書の推進活動の充実を図るため蔵書数の拡充に努めてまいります。

へき地小学校における児童数の減少による事務職員の未配置に伴い、教員の校務負担が増大し、学校経営に支障を来しておりますことから、引き続き、本町独自で事務職員を配置し、へき地小学校の学校運営の円滑化を図るとともに、教職員と児童が向き合う時間の確保に努めてまいります。

本町の学校教育の向上を目的として、町内の教職員で組織し、教科ごとの研修委員会のほか、小中高連携委員会などを立ち上げている学校教育振興推進協議会の活動に対して引き続き支援を行うほか、本年度、豊丘小学校において開催されるオホーツクへき地・複式教育研究大会のほか、公開研究や校内研修及び教職員の自主的な研修活動等を奨励するため、教職員教育振興事業により研修等の充実を図るとともに、その成果が児童生徒に還元されるよう教職員の資質や実践的指導力向上の指導に努めてまいります。

いじめは、「絶対に許されない」という認識に立ち、教職員一人ひとりが児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、どんな小さなサインであっても敏感に受け止め、いじめの実態把握のための取組みを促進するとともに、いじめの問題に関する認識を深め、人権

感覚を涵養し、早期発見や適切に対応できる能力を向上するため、いじめ問題に関する教職員への研修等の充実を図るとともに、各学校が実施する教育相談等により、未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでまいります。

また、不登校については、その要因や背景は様々であることから、状況を適切に把握した上で、一人ひとりの児童生徒に寄り添った支援を行うことが必要でありますので、専門的な関係機関を活用しながら児童生徒や家庭の支援を講じてまいります。

児童生徒の語学力等の向上のための検定試験の受験費用については、学ぶ意欲を育成するため、引き続き児童生徒検定チャレンジ促進事業により一部助成を行ってまいります。

また、雄武中学校の部活動支援として、中体連大会等への参加遠征費についても、引き続き生徒教育振興事業により必要な支援を行ってまいります。

共栄小学校において受け入れしている山村留学については、地域協議会の積極的な活動により、事業の効果が表れておりますことから、地域の主体的な活動に対して、引き続き必要な支援を講じてまいります。

学校給食は、成長期の児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、食べ物の大切さを理解し、食を通して郷土への理解を深めるうえで大変重要であり、地場産の食材を定期的に使用し、児童生徒の健やかな心身の発達を願い、栄養バランスと安全面に配慮した地域性豊かで魅力ある学校給食を提供するとともに、児童生徒や家庭に対する栄養指導や食に関するアドバイスを充実してまいります。

学校給食センターは1日に約400食の給食を調理しておりますが、本年度から文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」に適合したドライシステムによる調理を開始するにあたり、異物混入や食中毒等の給食事故の抑止、アレルギー対策について、より一層細心の注意を払うとともに、引き続き民間委託による専門性や柔軟性を取り入れた質の高い安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食センター及び受配校における検食を引き続き実施するとともに、異物混入や学校給食配送車の事故等により給食の提供ができなくなった場合の対応として各学校へ非常食を配備するなど、多岐にわたる学校給食事業における危機管理対策を推進してまいります。

学校給食費について、保護者負担の軽減を図ることにより子育てしやすい環境を創造するため、本年度から給食費の一部補助を行ってまいります。

小中学校における開かれた学校づくりの推進については、学校評議員、保護者や地域の方々が広く参画されることにより、地域の特性を活かした特色のある学校運営が図られており、また、町民ボランティアが各学校において本の読み聞かせをはじめ、柔道やスキー授業の指導等の支援のほか、放課後や長期休業期間中の学習支援では道立雄武高等学校の生徒及び道内の大学生サポーターがボランティアとして参加するなど、地域住民が連携を深めたコミュニティ活動が実践され、地域全体で子どもたちを守り育てる体制が定着してきておりますことから、学校支援推進委員会を中心として事業の継続的な推進を図ってまいります。

道立雄武高等学校の存続対策については、生徒数の変化による公立高等学校配置計画の見直しを注視しながら、引き続き関係機関との連携を図るとともに、情報の収集に努め、情勢変化に対して適切に対応してまいります。

道立雄武高等学校への継続的な支援については、本町の高等教育環境維持と魅力ある高校づくりに資するため、町外からの生徒に対する交通費及び下宿費に対する助成のほか、保護者の経済的負担の軽減を図るため、部活動に対する助成による支援を拡大するとともに、本年度から入学時における制服購入代金の一部助成を講じてまいります。

また、生徒の資格取得促進のため、学校が取得奨励をしている簿記検定等の各種受験料に対する助成についても引き続き支援を講じてまいります。

幌内小学校は明治30年に開設して以来、これまで118年の長きにわたり多くの優秀なる人材を輩出してきた学校であります。時代の変遷の中において、地域住民との度重なる協議の末、その歴史や功績を惜しみつつ、平成28年3月に閉校とすることに至ったところであり、今後においては、幌内自治会及び幌内小学校閉校事業協賛会等との協議を行い、閉校記念事業に向けた諸準備を進めていくとともに、閉校後における有効的な利活用の検討についても遅滞なく進めてまいります。

●生涯学習の推進

地域における学習活動を、活力あるコミュニティ形成と絆づくりをはじめとする課題に、より積極的に貢献できるものとするのが重要であり、このため、社会教育行政が、学校や家庭、福祉等の関係部局や民間団体等の多様な主体と、より積極的に連携し、地域住民も一体となって協働した取組みを進めていくためにも、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組みを推進してまいります。

また、町民文化祭をはじめとしてその成果を発表する機会の提供の充実も図りながら、町民が生きがいを持って行う自主的な学習活動を支援していくとともに、町民大学等の生涯学習推進事業については、町民のニーズを的確に把握しながら事業展開を図ってまいります。

学校生活や地域生活などにおいて生活範囲も広がり、「人」としての社会的役割も変化し、意欲を持って自立への素養や力量を培う青少年期の教育は、家庭・学校・地域が相互に連携しながら、社会全体で取り組むことが重要であるため、雄武町子ども育成会との連携により、地域の特性を活かした多様な体験活動や親子で参加できる「めだか塾」などの事業等を推進してまいります。

すべての教育の出発点とされる家庭教育については、子どもの基本的な生活習慣・生活能力の確立をはじめ、人に対する信頼感や豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける役割を担うものであります。家庭環境や地域社会の変化に伴い、ふれあいの時間が希薄になっている状況から、保護者が学ぶ機会を地域に定着させる取組みを進めるほか、家庭での読書活動を通じて、家族のコミュニケーションの場の確保に努めてまいります。

高齢者の方々については、生きがい大学をはじめ、生涯学習や社会教育事業にも積極的に参加がされているところであり、健康で生きがいのある生活を支援するための多様な学習機会や高齢者同士の仲間づくりを図る学習機会の提供とともに、伝承教育を活用した異世代との交流活動事業の推進を図ってまいります。

武雄市との児童交流事業については、児童の成長に大きな成果をあげておりますので、今後も児童交流を継続するとともに、武雄市児童の受け入れについては、町内小学校児童との交流及び北海道ならではの雪上体験やホームステイ家族とのふれあいを重視し、児童相互の交流がより深まるように内容の工夫をしながら、思い出として心に残る事業の推進を図ってまいります。

図書館には子どもから高齢者まで、すべての町民が本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体の健康とともに心の豊かさを育み、誰もが親しみやすい空間であることが求められることから、利用者ニーズを踏まえた適切な蔵書管理をはじめ、町民の学習意欲に応えるため、資料検索やレファレンスサービスなどきめ細かな対応を図るとともに、季節に応じた企画展示や移動図書などの事業展開をすることにより、町民に親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

読書は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を醸成するなど子どもたちの生きるための力を育むうえで重要であり、平成26年度に策定した「第2次雄武町子どもの読書活動推進計画」を基本に、子どもたちの読書活動を推進するため小学校への配本や学校図書館活動への支援、家庭における「家読(うちどく)」の啓発を推進してまいります。

今後の図書館のあり方については、「雄武町図書館を考える会」からの提言内容を尊重し策定した図書館の基本計画に基づき、建設想定敷地の現況測量を行い具体的な検討を進めてまいります。

●生涯スポーツの推進

スポーツに親しむことは、爽快感、達成感、連帯感など、精神的な充足を図り、更には、体力の向上及び生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな意義を有するものであります。

体力・健康づくりへの関心の高まりなどにより、生涯を通じて「いつでも、どこでも、だれとでも」健康の保持増進やレクリエーションを目的として、スポーツに親しむことができる環境が求められていることから、町民の誰もが気軽に参加することのできるスポーツ教室及びスポーツ大会を継続的に実施することにより、健康で明るいスポーツの推進を図るとともに、年齢、性別、体力、興味などに応じて実施をしております「遊びの総合運動事業」の充実を図ってまいります。

また、町が奨励するスポーツとして位置付けたブルームボールについては、小学生を対象に実施している学社融合ブルームボール教室などにより、普及促進に努めてまいります。

子どもたちの心身の発育や発達に必要な体力や運動能力の低下が見受けられることから、「子どもの運動能力向上」を目的とした教室を実施するほか、オホーツクサイクリング参加者に対しては、参加料の助成を引き続き実施し、子どもたちをはじめとする町民の体力向上と参加促進を図ってまいります。

屋内外の体育施設については、安全で利用しやすい環境を維持するため、引き続き民間委託により、適切かつ効率的な管理業務を行うとともに、老朽化した施設の改修や備品の

更新を計画的に進めてまいります。

体育連盟やスポーツ少年団などの自主的活動団体に対しては、引き続き支援を行うとともに、本町の代表として全道大会や全国大会に参加する選手に対し、大会出場経費の一部をスポーツ振興事業により支援してまいります。

また、スポーツ教室及びスポーツ大会については、スポーツ推進委員を中心として施策の企画立案や運営を行うとともに、スポーツ指導者の育成等にも努め、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

●芸術・文化の振興

すばらしい芸術・文化に触れ合うことには、豊かな創造性と情操を涵養するとともに、活力あるまちづくりの基盤を形成する重要な役割を担うものでありますので、町民の文化意識を高め、芸術文化にふれる機会の充実に努めてまいります。

芸術文化公演事業については、児童生徒や町民の芸術文化に対するニーズを的確に把握しながら文化講演会事業を展開してまいります。

また、文化連盟をはじめとする、自主的に活動する個人や団体に対しても引き続き支援を行ってまいります。

陶芸事業については、本町の文化事業として益子町交流の友好的な象徴でもありますので、今後においても陶芸作品の有効活用や利用者の増加につながる事業の普及促進に努め、引き続き管理人を配置し、安全性の確保を図ってまいります。

郷土資料については、町民から多数の寄贈を受けておりますが、展示に向けた資料整理や修復方法など、歴史的資料の保護・保存と教育活用の促進に努めてまいります。

以上、平成 27 年度の教育行政の執行にあたり、基本方針について申し上げます。

新たな時代を見据えた教育を進めるにあたり重要なことは、まちの将来を担う子どもたち一人ひとりに、それぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り拓き、他者と助け合いながら、幸せな暮らしを営んでいける力を育むことであり、地域全体で子どもたちを育てることに取組む必要があります。

さらに、教育委員会制度の改正が盛り込まれた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 26 年 6 月に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。この法律の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長との連携強化を図るものであり、今後、更なる緊密な連携のもと教育の振興に取り組んでまいります。

平成 27 年度における教育行政の執行にあたりましては、以上のことを中長期的な視点として見据え、本町の地域性を重視しながら、生涯を通して豊かに学ぶことができる体制の構築を図るとともに、地域の教育力向上を目指してまいります。また、「のびやか・雄武」に掲げた目標の達成に向け、教育行政を力強く進めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。